

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大について

平成28年10月から、被保険者が常時500人を超える法人の事業所と個人事業所を特定適用事業所とし、一定の要件に該当する短時間労働者について、社会保険への加入を義務化しています。令和2年の厚生年金保険法等の改正により、令和4年10月から、被保険者が常時100人を超える法人の事業所と個人事業所に勤務する短時間労働者も加入が義務化となります。(令和6年10月からは、被保険者が常時50人を超える事業所も対象となります。)

なお、令和4年10月からは、短時間労働者の適用条件が一部改正となり、従来の「継続して1年以上使用される見込みである」という点が「2カ月を超えて使用される、または使用される見込みである」となっております。すでに特定適用事業所である事業所におかれでは、新たに適用となるべき被保険者がいないか確認をお願いします。

Q 加入が義務である短時間労働者について、条件がありますか。

A 令和4年10月から加入の対象となる短時間労働者は以下の4つの条件にすべて該当する方です。
 ◇ 週の所定労働時間が20時間以上 ◇ 2カ月を超える雇用の見込がある
 ◇ 月額賃金が8.8万円以上 ◇ 学生ではない

Q 短時間労働者の加入についての相談窓口はどこですか。

A 住所地を管轄する年金事務所でご相談ください。年金事務所では、適用拡大に関する対応方針の検討やアドバイスを行う専門家（社会保険労務士）の派遣（専門家活用支援事業）を無料で実施しています。

また、短時間労働者に対する適用拡大について詳しくお知りになりたい場合は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

お願い

標準報酬月額等の被保険者への通知について

日本年金機構では、事業主の皆さんから提出された届出により、被保険者（従業員）の「標準報酬月額」等を決定します。

なお、次の(1)～(7)を決定（または改定）した際には、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により、決定内容を事業主の皆さんへ通知しています。

- (1) 被保険者の資格を取得または喪失したこと
- (2) 標準報酬月額を決定または改定したこと
- (3) 標準賞与額を決定したこと
- (4) 強制適用事業所以外の事業所が認可を受けて適用事業所となったこと
- (5) 上記(4)の事業所が認可を受けて適用事業所から脱退したこと
- (6) 適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者が、認可を受けて厚生年金保険の被保険者となったこと
- (7) 上記(6)の被保険者が認可を受けて被保険者の資格を喪失したこと

「標準報酬月額」は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要な情報です。

通知を受けた事業主の皆さんには、決定内容を被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

また、給与から標準報酬月額にかかる保険料を、賞与から標準賞与額にかかる保険料を控除するときは、その控除額も被保険者（従業員）にお知らせください。

現在、令和3年8月から12月の間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業で著しく報酬が下がった方について、一定の条件に該当する場合に、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を通常の随時改定（4カ月目に改定）によらず、特例により翌月から改定を可能とする特例措置を行っております。【申請期限：令和4年2月28日（必着）】

<提出先> 管轄の年金事務所

※年金事務所において受付、審査等を行います。通常の月額変更届・算定基礎届と提出先が異なりますので、事務センターへ郵送しないようご注意ください。

<提出方法> 郵送（または窓口提出）または電子証明書を利用した「e-Gov」からの電子申請

※GビズIDを利用した電子申請、電子媒体による申請には現時点では対応しておりませんので、ご留意ください。

※なお、この特例による改定の措置が延長となり、令和4年1月から3月までの間に著しく報酬が下がった方についても、標準報酬月額の改定の特例措置を申請できることになりました。

本取り扱いの詳しい要件や内容については、下部のURLより日本年金機構ホームページをご確認ください。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。公的年金制度の普及啓発活動を行うため、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年に設置されました。年金委員は、主に厚生年金保険に加入している会社内で活動する『職域型』と自治会など主に地域で活動する『地域型』の2つに区分されます。

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦していただきますようよろしくお願ひいたします。年金委員の具体的な活動内容や推薦方法は、当機構ホームページにてご確認ください。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。是非フォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>